

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成26年9月4日(2014.9.4)

【公開番号】特開2012-72048(P2012-72048A)

【公開日】平成24年4月12日(2012.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-015

【出願番号】特願2011-161447(P2011-161447)

【国際特許分類】

C 03 C	11/00	(2006.01)
C 03 C	3/091	(2006.01)
C 03 C	3/089	(2006.01)
C 03 B	32/00	(2006.01)
C 03 C	15/00	(2006.01)
C 03 C	17/02	(2006.01)
C 03 C	17/04	(2006.01)
G 02 B	1/02	(2006.01)
G 02 B	1/11	(2006.01)

【F I】

C 03 C	11/00	
C 03 C	3/091	
C 03 C	3/089	
C 03 B	32/00	
C 03 C	15/00	G
C 03 C	17/02	Z
C 03 C	17/04	A
G 02 B	1/02	
G 02 B	1/10	A

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月18日(2014.7.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シリカを主成分とし、スピノーダル型の相分離由来の孔およびバイノーダル型の相分離由来の孔が形成された多孔質層を有することを特徴とする多孔質ガラス。

【請求項2】

前記多孔質層は、表面から内部に向かってスピノーダル型の相分離由来の孔の割合がバイノーダル型の相分離由来の孔の割合に対して減少していることを特徴とする請求項1に記載の多孔質ガラス。

【請求項3】

前記多孔質ガラスの膜厚が500μm乃至2000μmであり、

前記多孔質層の厚みが0.01μm乃至100μmであることを特徴とする請求項1又は2に記載の多孔質ガラス。

【請求項4】

母材層をさらに有し、

前記多孔質層は前記母材層の上に形成され、

前記母材層は、酸化ケイ素、酸化ホウ素、アルカリ金属酸化物が含まれていることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の多孔質ガラス。

【請求項5】

基材をさらに有し、

前記多孔質層は前記基材の上に形成されていることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の多孔質ガラス。

【請求項6】

前記多孔質層の断面において、前記スピノーダル型の相分離由来の孔の形状は弓形であることを特徴とする請求項1乃至5に記載の多孔質ガラス。

【請求項7】

前記多孔質層の断面において、前記バイノーダル型の相分離由来の孔の形状は円形であることを特徴とする請求項1乃至6に記載の多孔質ガラス。

【請求項8】

前記バイノーダル型の相分離由来の孔どうしは、前記バイノーダル型の相分離由来の孔の孔径よりも小さい孔径を有する管状の孔でつながっていることを特徴とする請求項1乃至7のいずれか1項に記載の多孔質ガラス。

【請求項9】

前記バイノーダル型の相分離由来の孔と前記スピノーダル型の相分離由来の孔は、前記バイノーダル型の相分離由来の孔の孔径と前記スピノーダル型の相分離由来の孔の孔径よりも小さい孔径を有する管状の孔でつながっていることを特徴とする請求項1乃至8のいずれか1項に記載の多孔質ガラス。

【請求項10】

請求項1乃至9のいずれかに1項に記載の多孔質ガラスを用いたことを特徴とする光学部材。